

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

五

告 示

○平成二十二年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件

五

○土地改良区の定款の変更を認可した件

五

○県営土地改良事業計画を定めた件二件

五

○森林病虫害等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件

五

○保安林の指定を解除する件

五

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所

五

公 告

有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示する件
○道路の供用を開始する件

五 五

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

五

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

五

福島県病院局

○福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

五

福島県選挙管理委員会

○福島県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件

五

○公印を新調しその使用を開始する件

五

規 則

知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第六号

知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則(平成十六年福島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第五号及び第六号中「前事業年度における」を「開始日の直前三年の各事業年度の」に改める。
様式第一号中「選挙権行使における」を「開票日の直前3年の各事業年度の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第百二十二号

平成二十二年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。
平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤雄平

原種の配付数量	品 種 名	数 量 (単 位 キ ロ グ ラ ム)
大豆	コシヒカリ	一四、〇八〇
種類	ひとめぼれ	五、九〇四
水稲	天のつぶ	三三六
	あきたこまち	二〇
	チヨニシキ	八〇〇
	まいひめ	八〇
	たかねみのり	八〇
	夢の香	二〇
	こがねもち	七八〇
	あぶくまもち	四〇
	水稲合計	二二、一四〇
	タチナガハ	一〇〇
	ふくいぶき	二〇
	コスズ	二四
	すずほのか	七
	あやこがね	二四〇
	大豆合計	三九一

二 原種の配付価格

種類	単位	価格(消費税及び地方消費税を除く。)
水稲	一キログラム	三六〇円
大豆	一キログラム	三二九円

(水田畑作課)

福島県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、阿賀川土地改良区から平成二十三年二月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、岩根大地地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年三月九日から 月二十八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

本宮市役所

(農村計画課)

福島県告示第百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、藤金沢地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年三月九日から 月二十八日まで (二十日間)

同

平成二十三年三月九日から 月二十八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第百十六号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 区域及び期間

1 区域 福島県一円

2 期間 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装をいう。は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除(松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕(破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパー)により破砕する場合)にあつては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うものに限る。))又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(森林整備課)

福島県告示第百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除に係る保安林の所在場所

双葉郡広野町大字下北迫字宮田一六の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び
広野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

福島県告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
三十条の規定により保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方
のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容の要旨
を次のとおり告示し、当該通知の内容を埒町役場の掲示場に掲示する。
平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 所在の不明な者の氏名

- 鈴木政寿、阿久津政喜、鈴木行雄、鈴木一重、鈴木久雄、鈴木三友、鈴木伸美、鈴木菊郎、鈴木正恵、鈴木逸郎、栗山太一、坂本正光、坂本徳重、大森文男、戸井田宏、鈴木康友、細谷政幸、鈴木富美子、鈴木文子、大森信夫、大森若、大森恒雄、有坂郁夫、藤田正夫、益子勝美、佐藤紀男、大森哲司、鈴木和夫、大森悠之進、鈴木規文、鈴木成美、大森榮子、鈴木靖彦、菊池刃之助、鈴木敏彦、鈴木作平、藤田一男、金澤明、鈴木義雄、鈴木恒之、村田利孝、千葉英樹、金澤義則、鈴木康彦、石井久雄、鈴木吉高、金澤源蔵、金澤文雄、鈴木忠明、藤田貞一、鈴木和夫、鈴木孝司、菊池寿、鈴木文彌、鈴木健一、石井正、金澤久良、金澤稔、鈴木もと、本多貞雄、金澤敏郎、金澤三郎、金澤勇吉、金澤文一、緑川福次郎、緑川豊、鈴木欽一、鈴木壽義、菊池十三、益子武雄、菊池保之、鈴木二夫、金澤ミツ、菊池忠雄、鈴木伸郎、二瓶隆男、菊池昭子、石井清夫、吉成優

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十三年二月十八日福島県告示第八十四号によること。なお、当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(治山対策課)

福島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道常磐勿来線	いわき市植田町本町一丁目七番一地从先から 同 市錦町大島一八七番三地从先まで	平成二十三年三月 一二日

(道路計画課)

公 告

公告第四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年二月二十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人ファーム庄野
- 三 代表者の氏名
岸本 裕子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市庄野字原田三番地の五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障がい者及び知的障がい者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障がい者及び知的障がい者とその家族の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十三年三月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
浅川町土地改良区

退任した役員
役別 氏名 住所

理事	須藤 一夫	石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地
同	近藤 勇	同 郡同 町大字太田輪字二渡四〇番地
同	我妻 安徳	同 郡同 町大字福貴作字関田三九番地
同	川音 一四郎	同 郡同 町大字染字中内一六八番地
同	迎 勝恵	同 郡同 町大字山白石字東今田一六三番地
同	須藤 春一	同 郡同 町大字大草字滝ノ沢一三〇番地
監事	小針 久一	同 郡同 町大字袖山字長峰五番地
同	八木沼 守	同 郡同 町大字小貫字新屋敷三二番地
就任した役員	氏名	住所
理事	須藤 一夫	石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地
同	近藤 勇	同 郡同 町大字太田輪字二渡四〇番地
同	我妻 安徳	同 郡同 町大字福貴作字関田三九番地
同	川音 昭一	同 郡同 町大字染字中内迎一五九番地の五
同	生田日 隆昭	同 郡同 町大字山白石字破石一四〇番地
同	佐川 健二	同 郡同 町大字大草字滝ノ沢六番地
同	蛭田 誠一	同 郡同 町大字東大畑字新町二番地
監事	水野 清美	同 郡同 町大字山白石字高蒲庭二〇六番地

(監事計画課)

福島県病院局

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月8日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第3号

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成16年福島県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号カ中「640円」を「980円」に改める。

別表1中「2から3までに掲げる病院」を「南会津病院」に改め、同表3を削る。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(病院経営改革課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定に基づき提出された平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十三年三月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 1 選挙の種類 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
平成22年10月31日執行福島県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 35,830,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 克朗	候補者届出政党 又は所属党派	日本 共産党	期間	10月6日から 11月5日まで 第1回分
出納責任者 氏名	中 澤 久 男				

収入 主たる寄附 (氏名、団体名) (職業)	(寄附額) 円	支出	円
------------------------------	------------	----	---

日本共産党福島 県委員会	政党	1,343,592	人件費	1,420,000
日 果 幸 子	無職	70,000	家屋費	250,000
岩 瀧 望 子	団体職員	50,000	選挙事務所費	250,000
遠 藤 絹 子	無職	50,000	通信費	36,862
古 川 京 子	無職	40,000	交通費	70,845
橋 本 栄 子	無職	50,000	印刷費	1,496,530
渡 辺 慧 子	無職	50,000	広告費	244,000
渡 辺 部 子	無職	40,000	文具費	0
辺 見 律 子	無職	40,000	食糧費	139,410
江 高 萩 井 美 子	パート	50,000	宿泊費	373,800
高 平 重 雄	無職	40,000	雑 費	
渡 辺 政 広	無職	170,000		
		170,000		

古川 秀雄	無職	170,000	今回計	4,031,447
花坂 三吉	団体職員	100,000	前回計	0
森山 寛人	無職	70,000	今回計	0
池田 雄次郎	無職	90,000	前回計	0
樋口 実	無職	170,000	今回計	0
その他の寄附	0件	0	前回計	0
その他の収入	0件	0	今回計	0
今回計		2,763,592	今回計	4,031,447
前回計		0	前回計	0
総計		2,763,592	総計	4,031,447

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	0円
ビラの作成	688,000円
ポスターの作成	595,800円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	1,283,800円

報告書受理年月日	平成22年11月15日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	佐藤 雄平	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	10月1日から 11月15日まで 第1回分
出納責任者 氏名	伊藤 司				

収入 支出 円

主たる寄附 円

(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	6,088,400
福島県薬剤師連盟	政治団体	300,000	家屋費	3,249,567
福島県医師連盟	政治団体	1,000,000	選挙事務所費	1,054,695
福島県商工政治連盟	政治団体	500,000	集合会場費	2,194,872
福島県歯科医師連盟	政治団体	1,000,000	通信費	220,127
福島県中小企業連盟	政治団体	100,000	交通費	1,360
政治連盟	政治団体	300,000	印刷費	3,622,320
政治連盟	政治団体	100,000	広告費	968,872
政治連盟	政治団体	102,000	文具費	186,442
政治連盟	政治団体	102,000	食糧費	45,148
政治連盟	政治団体	102,000	宿泊費	824,403
政治連盟	政治団体	102,000	雑費	1,059,662
上田 義之	団体職員	102,000		
鈴木 重雄	無職	102,000		
五十嵐 保雄	無職	102,000		
斎藤 晃一	団体職員	102,000		
石原 弘一	主婦	102,000		
畑 真純	主婦	102,000		
石谷 純子	会社員	102,000		
小妻 和行	会社員	102,000		
小貫 義勇	無職	78,000		
村橋 上	主婦	60,000		
高橋 葉子	自営業	102,000		
七海 航	団体職員	102,000		
森大 和里	自営業	102,000		
大平 真ちひろ	無職	102,000		
小川 ちひろ	無職	102,000		
遠藤 和輝	無職	96,000		
佐藤 雅紀	無職	0		
その他の寄附	0件	0		
その他の収入	1件	13,000,000		
今回計		17,862,000		16,266,301
前回計		0		0
総計		17,862,000		16,266,301

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	0円

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	902,400円
	ポスターの作成	1,513,120円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	2,415,520円	

報告書受理年月日	平成22年11月15日
第1回報告分	

候補者氏名	佐藤雄平	候補者届出政党又は所属党派	無所属	期間	11月16日から11月22日まで
出納責任者名	伊藤司	第2回分			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円		人件費 円	
その他の寄附	0件	家屋費	0
その他の収入	0件	選挙事務所費	0
今回計	0	集合会場費	0
前回計	17,862,000	通信費	65,742
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
		宿泊費	0
		雑費	0
		今回計	65,742
		前回計	16,266,301

総計	17,862,000	総計	16,332,043
支出のうち公費負担相当額	項目	金額	
	選挙運動用通常葉書の作成	0円	
	ビラの作成	0円	
	ポスターの作成	0円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円		
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円		
計	0円		

報告書受理年月日	平成22年11月22日
第2回報告分	


福島県選挙管理委員会告示第十六号







公印を次のように新調し、平成二十三年四月一日その使用を開始する。
平成二十三年三月八日


福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

職印

公印の名称	印影	公印管理者
白河市西白河郡選挙区福島県議会議員選挙長之印		選挙管理委員会事務局長

伊達市伊達郡選挙区福島県議会議員選挙長之印	南相馬市相馬郡飯館村選挙区福島県議会議員選挙長之印	田村市田村郡選挙区福島県議会議員選挙長之印	相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員選挙長之印	喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会議員選挙長之印	須賀川市岩瀬郡選挙区福島県議会議員選挙長之印
					
選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長

本宮市安達郡選挙区福島県議会議員選挙長之印		選挙管理委員会事務局長
-----------------------	---	-------------